

令和6年5月29日

PTA会員の皆様へ

鎌ヶ谷市立第三中学校

PTA会長 織田 淳哉

PTA保険について

木々の緑もひととき美しい季節を迎え、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、PTAではPTA活動中における不測の事故に対する備えとして「PTA団体傷害保険」に入っております。保険料は年間1世帯100円でPTA会費から支払われており、活動中に事故にあった場合は、教頭が窓口になっておりますのでご連絡ください。保険内容は下記の通りです。

記

《東京海上日動火災保険》

1. 本保険の対象者(被保険者)・・・ (1) PTA会員 (2) 生徒 (3) 家族
(4) PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方
2. 保険金が支払われる場合
 - (1) 被保険者の所属する注①PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に起きた事故による障害及び死亡、後遺障害。
 - (2) 注②PTA行事に参加するために、指定の集合場所と自宅との通常経路の往復中。

注① PTA管理下とは、PTAの指導監督及び指導下を言う。

注② PTA行事とは、PTAが企画立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などのPTA会則に基づく手続きを経て決定されたものを言う。

3. 支払われる保険金の額と種類

<保険金額>

死亡		185万円
後遺症	最高	185万円
入院	(1日)	2,700円
通院	(1日)	1,700円

*生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金とは関係なく支払われます。

- (1) 死亡保険金・・・・・・事故の日から180日以内にその傷害が元で死亡した時 保険金の100%
- (2) 後遺障害保険金・・事故の日から180日以内にその傷害が元で後遺症が生じた時 4%~100%
- (3) 入院保険金・・・・・・医師等の治療を必要とし、事故の日から180日以内に入院した時。お支払対象となる「入院した日数」は180日を限度とする。
- (4) 通院保険金・・・・・・医師等の治療を必要とし、事故の日から180日以内に通院した時(往診を含む)。お支払対象となる「通院した日数」は90日を限度とする。
※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等を常時装着した日数についても「通院した日数」に含む。

4. 保険金が支払われない主な場合

- ・保険契約者、被保険者又は保険金受取人の故意によるけが等
- ・自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- ・無免許、又は酒酔運転中に生じたけが
- ・脳疾患、疾病又は心神喪失によって生じたけが
- ・地震、噴火、津波によって生じたけが
- ・戦争その他の変乱、原子核反応など
- ・原因の如何を問わず次のような傷害に対しては支払われない。
 - ① 自覚症状しかないムチ打ち症や頸椎捻挫などの頸部症候群
 - ② 自覚症状しかない腰痛等、医学的他覚所見のないもの
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象とならうべき傷害